



N032 「特別支援教育」における様々な支援者

— 本市における人的な支援の理解のために —

現在学校現場では、教員は勿論のこと、様々な職種の方々が児童生徒の学校生活を支えています。特別支援教育に関わるだけでも「要配慮学級対応指導助手」「認定就学対応指導助手」「かがやきルーム指導員」「特別支援教育支援員」「生活補助員」「要配慮学級緊急対応臨時職員」などの様々な職種があります。職務内容にも違いがあるので、児童生徒の支援のために、それぞれの職種を理解することが必要です。



まず職種は、「非常勤嘱託員」と「臨時職員」の大きく2つに分かれます。

	職 種	職 務 内 容	勤務時間	備 考
非常勤嘱託員	要配慮学級対応指導助手	多動性や衝動性が強く集団不適応状況が見られる児童生徒がおり、学級経営が著しく困難な学級に配置。	午前8時 ～午後4時	学習指導 可 校外学習 可 宿泊 不可
	かがやきルーム指導員	通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒への個別指導・小集団指導を実施するための特別支援教室（かがやきルーム）に配置。	午前9時 ～午後5時	学習指導 可 校外学習 不可
	認定就学対応指導助手	認定就学児の在籍している拠点校の特別支援学級に配置。	午前8時 ～午後4時	学習指導 可 校外学習 可 宿泊 可（要相談）
臨時職員	要配慮学級緊急対応臨時職員	新1年生の入学や他の学校からの転入など、4月以降に生ずる予測困難な突発的状況にある学校に対して臨時的に配置。	午前8時 ～午後3時	最長4か月勤務 学習指導 可 校外学習 不可
	生活補助員	肢体不自由等の障がいのある児童生徒が、学校生活において自分の可能性を最大限に伸ばせるよう日常生活を支援。	午前8時 ～午後3時 （小4以上は、午後4時まで）	学習指導 不可 校外学習 可 宿泊 不可
	特別支援教育支援員	通常の学級における安全性の確保や学習活動の充実のため、配慮を必要とする学級が複数ある学校に配置。	午前8時 ～午後3時	学習指導 不可 校外学習 不可

※ 職種によっては「6時間目の対応」や「学習指導」ができませんので、支援の計画を立てる際には、勤務時間等を十分考慮してください。